

第6期小田原市障がい福祉計画・第2期小田原市障がい児福祉計画（素案）
に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	第6期小田原市障がい福祉計画・第2期小田原市障がい児福祉計画
政策等の案の公表の日	令和2年12月15日（金）
意見提出期間	令和2年12月15日（火）から 令和3年1月13日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	25件（2人）
インターネット	10件（1人）
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	15件（1人）
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	3
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	8
D	その他（質問など）	14

〈具体的な内容〉

(1) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	訪問系サービスの時間量が増えた理由は何か。	D	障がいの重度化や障がい者及び介護者の高齢化によりサービス利用が増えているものと考えています。
2	見込量の設定に当たり、増加する精神障害者が一斉に障害福祉サービスを利用することを想定していないのか。	D	サービス利用が必要かどうかは、個々の利用者の状態や生活環境等により異なるため、一斉にサービスを利用することはあり得ないものと考えています。
3	サービス利用を控える精神障害者に対し、どのようにサービス利用を勧めているのか。	D	病院や相談支援事業所、市障がい福祉課などにおいて、必要と判断される場合にはサービス利用をお勧めしています。
4	サービス利用のきっかけを持たない精神障害者に対し、どのようにサービス利用について周知しようとしているのか。	D	サービスを利用していない精神障がい者でも、障害者手帳や自立支援医療証の更新の際などに、市の窓口で相談が可能であったり、病院受診の際にサービスについて紹介できるものと考えています。
5	精神障害者に対するサービスの周知について、更なる工夫をお願いする。	D	引き続き、市障がい福祉課などの行政のほか、病院、相談支援事業所、支援団体等、関係機関が連携して周知を図ってまいります。
6	短期入所の対象者に精神障害者は含まれていない。	D	障害福祉サービスにおいて、ショートステイと短期入所は同義であり、制度上、精神障がい者も短期入所の利用対象となっています。
7	短期入院時の本人負担に対し補助金を支給してほしい。	D	短期入院時の本人負担への補助については、現状でも入院医療援護金制度や医療保険における高額療養費制度により一定の負担軽減が図られているものと考えています。

8	<p>休日における活動の場として利用できるよう、知的障がい者サークル活動事業の対象を精神障害者に拡大してほしい。</p>	C	<p>精神障がい者の活動の場の拡大については、地域活動支援センターの休日開所、フリースペースの開設等、効果的な方法について検討してまいります。</p>
9	<p>市長が先頭に立ち、各種行事の記念品に作業所等の製品を調達するよう推薦してほしい。</p>	C	<p>障害者就労施設等からの物品の調達については、市庁舎ロビーの一部を販売スペースとして提供し販売を促進しているほか、自治会役員や小学校PTAの役員を対象とした施設見学会の際に紹介するなど、推進してきたところです。今後も調達機会の拡大に努めてまいります。</p>
10	<p>障がい福祉計画策定時には、地域障害者自立支援協議会からの意見聴取ではなく、計画策定委員会を設置し、公募市民を委員とするとともに、市民に公開して行うこと。</p>	D	<p>障がい福祉計画の策定に当たっては、法の規定に基づき地域障害者自立支援協議会から意見を聴取し行っています。障がい福祉計画は、サービスの見込量とその提供体制の確保等について定める比較的専門性の高い計画と認識しているため、このような手法を選択しています。</p> <p>市の障がい者施策全般に係る計画である障がい者基本計画策定時には、様々な視点からご意見を伺うことが必要と考えているため、法に基づき策定検討委員会を設置し策定することとしています。</p> <p>なお、地域障害者自立支援協議会は、市民が傍聴することが可能です。</p>
11	<p>この計画に発達障害を明記して、発達障害への理解を求めるという小田原市の解決への意気込みを示すべき。</p>	A	<p>P.7の記述を次のとおり修正し、発達障がいについて明記します。</p> <p>「・・・、身体障がい、知的障がい及び精神障がい（発達障がいを含む。）、難病等に罹患した障がい児者とし、・・・」</p>

12	基幹相談支援センターは、各機関へのバックアップ機能を十分に活かし積極的に活動すべき。	D	基幹相談支援センターは、地域支援、相談支援事業所への指導・助言、研修会の開催等による人材育成及び総合的・専門的な相談支援といった役割を担う機関ですので、その専門性を活かし、積極的に各種取組を進めてまいります。
13	障がい福祉人材の確保に際し、各職場での成功事例を障害者自立支援協議会などで積極的に取り上げ、まとめたものを就職希望者に発信するような仕組み作りを行うべき。	C	既に圏域において障害福祉サービス事業者や行政、関係機関とが協力し、障がい福祉人材の確保のための検討を進めています。ご指摘の障害者自立支援協議会などでの事例収集、取りまとめ及び発信についても検討したいと考えます。
14	障害者支援施設の物品販売の促進と障害児者理解の普及啓発のため、市庁舎で定期的に販売を行うことができると良い。	D	本市では、市庁舎ロビーの一部を障害福祉サービス事業所等に提供し、製品の販売を促進しています。今後も販売促進とともに、障がい児者への理解が進むよう、取り組んでまいります。
15	ペアレントトレーニングは、対象児の良好な成長や発達を促すもので、発達障害児に限らず多くの子どもに有効な手法と思うので、継続的に取り組んでほしい。	C	ペアレントトレーニングは、児の良好な発達に資する有効な手法と考えていますので、継続的に取り組んでまいります。
16	ペアレントメンターは、利用者とのマッチング、メンターの心理的ケア等、時間と労力を要するので、市単独ではなく、神奈川県発達障害支援センターとの協働等を検討すべき。	A	現時点では、ペアレントメンターの養成・活用について未着手ですが、適切な指導・助言を受けながら進めるべきと考えますので、P.19 の記述を次のように修正します。 「・・・適切な対応ができるよう、神奈川県発達障害支援センターを始めとした関係機関の協力を得ながら、ペアレントプログラムや・・・」

17	基幹相談支援センターによる事業所への専門的な指導・助言は、より多くの活動件数を見込むべき。	C	本市が設置した基幹相談支援センターは開所後間もないため、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数について、市内相談支援事業所に各1回、計15件と見込みましたが、相談支援事業所の声に応じ可能な限りの件数を実施するよう、受託者と協議してまいります。
18	夜間や早朝にヘルパーが対応できる仕組みづくりを検討する場や推進する機関の設置を望む。	D	夜間や早朝でのヘルパーの確保等、障害福祉サービス等の供給量の確保については、障害福祉サービス報酬の水準や障がい福祉人材の確保等の課題とも密接に関連しますので、総合的な検討を行う必要があると考えています。
19	短期入所を真に必要な人が必要な日数利用できるよう、各事業所の担当者による協議の場の設置を検討すべき。	C	短期入所を真に必要な人に提供する条件として、サービス等利用計画におけるサービスの必要性の精査のほか、サービス供給量を増やしにくい点など、複数の課題をクリアする必要があると考えます。地域障害者自立支援協議会の場等での協議について検討したいと考えます。
20	計画相談に関する記述の中で、セルフプランを是とすると読める部分があるので、修正願いたい。	A	セルフプランを是とする考えはありませんが、誤解を招かないよう、P.42の記述を次のように修正します。 「・・・基本ですが、計画作成を引き受ける相談支援事業所が見つからず、やむを得ずセルフプランを・・・」
21	医療型児童発達支援の対象となる児童はいるので、圏域に医療型児童発達支援を提供する事業所がないという課題について検討する場を設けるべき。	C	実状として、圏域内で医療型児童発達支援を提供する事業所が開設される可能性は低いと考えられますが、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児への支援の強化が図られる見込みであることから、福祉型児童発達支援事業所等における医療的ケア児の受入れの可能性等について、地域障害者自立支援協議会の場などで検討したいと考えます。

22	<p>保育現場では発達に躓きのある児童に関する専門的な指導・助言を求める声が多くあるので、保育所等訪問支援の活動件数を増やす取組を期待する。</p>	C	<p>保育所等訪問支援は、対象児が日頃生活している保育の現場に出向き、指導・助言を行うもので、保育等の現場の障がい児支援の質の向上を期待できるサービスと考えますので、事業所に対し積極的なサービス提供を働きかけてまいります。</p>
23	<p>理解促進研修・啓発事業について、各年度の実施方法と見込数の記載があると良い。</p>	D	<p>理解促進研修・啓発事業については、国の指針に沿って「実施の有無」を記載することとしています。本事業は地域共生社会の実現の基礎となる大切な事業と考えており、今後も効果的な実施を図ってまいります。</p>
24	<p>成年後見制度利用支援事業について、申立費用助成と報酬助成の目標値を明記すべき。</p>	D	<p>成年後見制度利用支援事業の活用については、個々の障がい者への支援の中でその必要性が判断されるものであるため、数値的な指標を設定することが困難です。計画では過去の実績から見込量を設定しています。</p>
25	<p>障害者の地域生活移行先となるグループホームの家賃について全額助成を行い、生活保護の受給によらず、障害基礎年金で自立した生活を営めるようにすべき。</p>	D	<p>本市では、全てのグループホーム利用者への家賃の一部を助成しています。また、生活保護制度は生活に困窮した方のセイフティネットの役割を果たす重要なものですが、当該制度を活用しても、その人に応じた自立した生活を送ることは可能と考えます。</p>